

弁護士が支払ったロータリークラブの年会費の必要経費性

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

第1審：長野地裁平29（行ウ）第1号、平30・9・7判決（LEX/DB25565507）
控訴審：東京高裁平30（行コ）第295号、令1・5・22判決（LEX/DB25566126）
上告審：最高裁二小令2・6・26決定（LEX/DB25592452）

Brush up point

本件は、弁護士が支払ったロータリークラブの年会費が、必要経費に該当するか否かが争点となっている。各裁判所は、本件会費について家事費に該当するとして必要経費性を否定し、いずれも納税者敗訴としたが、その判断ポイントは次のとおりである。

- (1) 事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、支出が事業に係る収入を生み出す業務に直接関連して支出されたものであり、当該業務の遂行上必要なものに限られる。
- (2) 所得税法37条1項の「業務について生じた費用」とは、当該事業にかかる収入を生み出す業務に直接関連して支出された費用と解するのが相当であり、かかる解釈は合理性を有するものとして租税法律主義に反するものということはできない。
- (3) ロータリークラブに加入することで弁護士業務の利益獲得に一定の成果が得られるとしてもその年会費は、法律事務を行う弁護士としての経済活動と直接の関連を有し、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要なものということはできず、消費経済の主体である個人として行われる消費支出として、家事費に該当するというべきである。
- (4) 仮に、本件ロータリークラブの会費の中に業務の遂行上必要なものが一部含まれていて、家事関連費に該当すると解したとしても、本件会費のうち弁護士としての業務の遂行上必要である部分を明らかに区別することはできず、これを事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

I 事実関係

本件は、弁護士であるX（原告、控訴人、上告人）が、Aロータリークラブ（以下、「本件クラブ」という。）の年会費を諸会費又は接待交際費として、Xの事業所得の金額の計算上必要経費に算入して、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告及び修正申告をしたところ、所轄税務署長Yが、本件会費は、Xの事業所得の金額の計算上必要経費とは認められないとして、平成27年10月21日付で、平成24年分の所得税について更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を、平成25年分の所得税等について更正処分を、平成26年分の所得税等について更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をそれぞれしたことから、XがYに対し、本件各更正処分のうち、Xが修正申告の際に申告した納付すべき税額を超える部分及び本件各賦課決定の取消しを求めた事件である。

II 主たる争点と当事者の主張

本件の争点は、本件会費をXの事業所得の計算上、必要経費に算入できるか否かである。当事者の主張（第1審）は、次のとおりである。

納税者の主張	税務当局の主張
(1) 所得税法37条1項は、必要経費を「その年分の事業所得…を生ずべき業務について生じた費用」と規定しており、ここでいう「業務について生じた費用」とは、「…経費の主たる部分が…所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分できる場合における当該部分に相当する額」（所法45条1号、施行令96条1号）である。上記に加えて、業務と直接関連して支出されたものであるとの要件を加重するのは、上記法令の文言の解釈を逸脱しているものである。	(1) 所得税法37条1項は、課税の対象となる所得の計算上、必要経費の控除を認めており、ある支出が事業所得の計算上必要経費に算入されるためには、当該支出が、当該事業に係る収入を生み出す業務に直接関連して支出されたものであり（業務との直接関連性）、かつ、当該支出が、当該業務の遂行上客観的にみて必要な支出であること（業務遂行上の必要性）を要するものと解すべきである。したがって、弁護士について、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が法律事務を行う経済活動と直接関連し、かつ、当該経済活動の遂行上客観的にみて必要であることが求められる。
(2) なお、譲渡所得における「譲渡に要した費用」の解釈について、最高裁平成18年4月20日第1小法廷の判決は、「直接必要な支出として実質的関連性があること」という基準を廃している。本件においてもこの判例が斟酌され、事業所得の必要経費の解釈においても、業務との直接関連性の要件は不要である。	(2) 本件会費は、本件クラブにおける活動を行うために納入されるものであるところ、本件クラブの会員としてのXの活動の主なものは、例会への出席、親睦会への出席、奉仕活動への参加、講演会への出席及び所属した委員会での活動であり、その活動内容は、いずれも、本件クラブが掲げる奉仕の理念に従い、奉仕活動を行うことや、懇親を深めることなどにその主眼があるものであり、法律事務により報酬を得るという弁護士の業務との関連性は、全くうかがえない。したがって、本件クラブの会員としての原告の活動は、事業所得を生ずべき弁護士の活動には当たらず、本件支出が、法律事務を行う経済活動と直接関連するものとは認められない。
(3) 昨今、弁護士数の急増と弁護士広告の自由化等に伴い、弁護士も顧客獲得のための積極的な営業・広報活動等を広く展開すべきことが事業上重要なになってきている。顧客獲得の決め手ともいるべき弁護士の信頼性の判断要素として、弁護士が本件クラブの会員として加入しているのは、本件クラブの資格要件を満たし、職業人・社会人として高い水準にある信頼に値する人物であると地域社会から認められたことを意味している。このように本件クラブの会員であることは弁護士にとっての業務上の必要性は極めて高い。したがって、本件会費は、弁護士業務を遂行するに必要な経費であることが明らかである。	(3) また、本件クラブへは、弁護士の中でも極めて限られたものにしか入会の機会が与えられておらず、弁護士にとって特異な支出であることからすれば、本件会費の支出が、弁護士の業務を遂行する上で客観的にみて必要であるとは認められない。
(4) なお、法人税に関しては、法人税基本通達9-7-15の2において、本件会費の経費性が認められており、実態において相違するところがない個人の事業所得に関してもそのまま当てはめられるべきである。また、弁護士については、弁護士法人であれば、上記通達によることになるのであるから、実態として全く変わりのない弁護士法人と個人の弁護士との間で、経費に関する取扱いが異なるべき合理的な理由はなく、個人の弁護士についても、本件会費の経費性が肯定されなければならない。	(3) 本件クラブの活動は、奉仕活動や懇親を深めることなどであるから、本件会費は、家事上の経費としての性質を有するところ、「家事関連費」として必要経費に算入されるためには、所得税法施行令96条1号又は2号のいずれかに該当する必要があるが、同条1号及び2号のいずれも、家事関連費のうち業務の遂行上必要な部分を明確に区分できることが求められている。仮に、本件会費にXの業務の遂行上必要なものが一部含まれており、本件会費が家事関連費に該当するとしても、本件会費のうちXの弁護士としての業務の遂行上必要な部分を明確に区別することはできない。したがって、本件会費は、仮に、家事関連費に該当す

であり、会費未納会員は理事会の決定により会員資格を剥奪されることになるから、会費の全額が業務の遂行上必要な経費である。

るとしても、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

III 判決の要旨

- [1] 東京地裁は、はじめに所得税法における必要経費の意義、範囲について、次のとおり判示した。「個人の支出のうち、事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、支出が事業に係る収入を生み出す業務に直接関連して支出されたものであり、当該業務の遂行上必要なものに限られるというべきである。そして、上記関連性及び必要性の判断は、関係者の主観的判断を基準とするのではなく、客観的に判断されるべきである。」
- [2] 次に、Xが必要経費の判断に当たって、業務との直接関連性を要件とすることは租税法律主義の見地からして違法である旨主張した点につき、「事業所得の金額の計算上必要経費が算入される趣旨や法及び施行令の各規定に照らせば、法37条1項の『業務について生じた費用』とは、当該事業にかかる収入を生み出す業務に直接関連して支出された費用と解するのが相当であり、かかる解釈は合理性を有するものとして租税法律主義に反するものということはできない。」と判示した。また、最高裁平成18年4月20日第1小法廷判決の譲渡費用との関係性については、「譲渡所得における譲渡費用（法33条）と事業所得における必要経費（法37条1項）とは、規定の文言も異なる上、前者と後者の意義を同一に解さなければならないとする根拠もない。」として、両者を比較検討する必要はないとした。
- [3] 以上に基づき、本件会費の必要経費については、「Xの事業所得を生ずべき業務とは、上記法律事務を行う経済活動である。そして、本件会費が、Xの事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるためには、上記法律事務を行う弁護士としての経済活動と直接に関連し、かつ、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要であることを要する。」「Xが支出した本件会費は、Xが本件クラブにおいて、上記のような活動をするために納入されたものであり、上記のXの本件クラブでの活動の目的及び内容に照らせば、本件会費の支出は、法律事務を行う弁護士としてのXの経済活動と直接の関連を有し、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要なものということはできない。そして、上記のXの本件クラブでの活動の目的及び内容に照らせば、本件会費は、弁護士の経済活動の一環として支出されるものではなく、消費経済の主体である一個人として行われる消費支出として、家事費に該当するというべきである。」と判示した。

また、本件会費と家事関連費との関係については、「本件クラブの会員としての活動は、本件クラブの掲げる奉仕の理念に従い、奉仕活動を行うことや懇親を深めることに主眼が置かれるものであるから、本件会費はその主たる部分がXの弁護士としての事業所得を生ずべき業務の遂行上必要なものということはできない。さらに、本件会費のうちXの弁護士としての業務の遂行上必要である部分を明らかに区別することはできず、他にかかる区分を可能ならしめるに足りる証拠もない。したがって、仮に、本件会費が、その中にXの業務の遂行上必要なものが一部含まれていて、家事関連費に該当すると解したとして

も、これを事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。」とした。

なお、法人税における本件会費の取扱いの差異については、「法人税基本通達は、法人がロータリークラブに対する入会金又は会費等を負担した場合、その負担した金額については、その支出をした日の属する事業年度の交際費とする旨を定めているにすぎない。そして、法人が支出した交際費は、原則として、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しないこととされており（租税特別措置法61条の4），法人税法においては、法人が本件会費を負担したとしても、当然に本件会費に経費性が認められるものではない。この点を措いても、法人は、事業遂行又は所得獲得を目的として設立されるものであり、その活動は全て事業遂行又は所得獲得のために行われる結果、法人の活動により生じた支出を損金として益金から控除することが認められている。これに対して…個人は、事業遂行又は所得獲得の主体であると同時に私的な消費活動の主体でもあり、その支出には、所得獲得のための必要経費としての性質を有するものがある一方で、家事費ないし家事関連費として消費支出の性質を有するものもある。そのため、法45条1項及び施行令96条1号においては、家事費及び必要経費と明らかに区分できない家事関連費については、必要経費に算入しない旨定められている。したがって、私的な消費活動の主体としての側面を有しないために家事費及び家事関連費の概念がない法人と、かかる側面を有する個人とが法人税及び所得税において、本件会費の経費性についてそれぞれ異なる取扱いを受けるとしても、それが合理的でないということはできない。」と判示した。

[4] なお、第1審で敗訴したXは控訴するが、控訴審においても原審を覆すような主張はできず敗訴し、さらに上告するが、最高裁は、本件上告を棄却し、上告審として受理しない決定を下した。

IV 解 説

[1] ロータリークラブの年会費が個人の事業所得金額の計算上、必要経費に当たるか否かが争われたものには、過去、裁決例3件（公認会計士が争ったもの（昭58.1.27裁決）、司法書士が争ったもの（平17.4.26裁決、平26.3.6裁決））と裁判例1件（本件）がある。いずれも当該会費の事業所得に係る必要経費性は否定されている。本件は、原告が弁護士であるが、個人事業者が支払うロータリークラブの年会費につき、はじめて司法判断が下された事例であり、その限りにおいては意義のある判決である。

しかし、本判決は、事業所得における必要経費性につき「2要件説」を支持するものであり、最近の判例動向を比較考慮すると、筆者はこれに賛成できない。

[2] 所得税法37条1項は、必要経費につき規定しているが、この規定では、売上原価等の収入に直接対応が要求される個別対応の費用と、販売費・一般管理費等の直接対応が要求されない一般対応の費用について規定している。従来の判決例では、後者の「一般対応の必要経費」についても直接的関連性が要求されるものとされ、必要経費については、①支出と事業との直接関連性と②業務遂行上の必要性という「2要件説」が採られてきた。したがって、本判決も「2要件説」に基づき、①の直接関連性がないということで必要経費性は否認されている。

しかし、本件において納税者が主張するとおり、最近の判例動向をみると、必要経費については、必ずしも2要件説をとるものではなく、上記②の業務上の必要性が確保されれば良しとする「1要件説」の妥当性が是認されている。

[3] 東京高裁平24年9月19日判決の『弁護士会役員の交際費等の必要経費該当性事件』^{*1}は、「1要件説」を採った事件である。この事件は、弁護士が弁護士会等の役員としての活動に伴い支出した懇親会費等の一部が、その事業所得の計算上、必要経費に算入することができるとした事件で、納税者が一部逆転勝訴したものである。

この事件で東京高裁は、「被控訴人（筆者注：税務当局）は、一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張する。しかし、所得税法施行令96条1号が、家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、経費の主たる部分が『事業所得を…生ずべき業務の遂行上必要』であることを要すると規定している上、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものもあるというべきである。それにもかかわらず、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらぬ、『直接』という文言の意味も必ずしも明らかではないことからすれば、被控訴人の上記主張は採用することができない。」と判示し、必要経費につき「1要件説」を採り、直接関連性を要求することはできないとした。これを受けた最高裁は、税務当局の上告につき、棄却・不受理として、結果として「1要件説」を容認したことになる。

なお、この弁護士交際費事件について本件判決では、「控訴人は、事業所得の金額の計算に関する高等裁判所の裁判例（筆者注：弁護士交際費事件）についても指摘するが、本件は、上記の裁判例とは事案を異にし、上記の裁判例を参照しても、以上に述べたところが左右されるものではなく、これと異なる控訴人の主張は採用することができない。」と判示し、弁護士交際費事件と本件の整合性を一顧だにしていない。

[4] また、納税者は、最高裁一小平成18年4月20日判決の「小出事件」が、譲渡所得にかかる譲渡費用ではあるが、「直接必要な支出として実質的関連性があること」という基準を廃している旨の主張をした。この「小出事件」は、農地を転用譲渡した際に土地改良区に支払った決済金等が、所得税法33条3項にいう「資産の譲渡に要した費用」に当たるとされた事件である。「小出事件」において最高裁は、「一般的、抽象的に当該資産を譲渡するために当該費用が必要であるかどうかによって判断するのではなく、現実に行われた資産の譲渡を前提として、客観的に見てその譲渡を実現するために当該費用が必要であったかどうかによって判断すべきものである。」と判示することにより、譲渡費用につき「支出の通常性」が必ずしも要件とはならないことを確認し、さらに「直接必要性（直接因果関係性）」から「相当因果関係性」までその判断基準が広がることを明らかにしたのである。つまり、譲渡費用については、法文上は支出の「直接必要性」や「通常性」、「法的根拠性」などの要件が付されていないことを問題とし、従来の硬直的判断の変更を行ったの

である。筆者は、この小出事件とそれに先行した右山事件の判示内容を評価し、その重要性を「相当因果関係」というキーワードで整理した論文を発表している。^{*2}

以上の判例動向は、まさに納税者が主張する流れと同じであり、必要経費について弁護士交際費事件で最高裁が「1要件説」を容認した以上、直接必要性に制約されない業務関連性、換言すれば、本件会費と弁護士業務の相当因果関係性を立証できれば、この手の費用についても経費として是認すべきであると考える。

[5] 次に、本件会費がどの程度の業務遂行上の「相当因果関係」があれば必要経費として是認されるか、その射程距離はどの程度となるかといった問題がある。さらにいえば、本件会費と「家事関連費」の関係をどう解釈するかといった問題である。

本件会費と業務遂行上の関係については、納税者は、「ロータリークラブに所属することは弁護士にとってその信頼性を高めるために他では得難い貴重な契機となるから、その業務の遂行上必要であり、その重要性はますます高まりつつあるのであって、本件会費は、弁護士にとって『所得を生ずべき業務について生じた費用』（法37条1項）であることが明らかである。」と100%必要経費であると控訴審において主張した。

そもそも事業所得とは、弁護士顧問料事件で有名な「吉永事件」（最高裁二小昭和56年4月24日判決）で次のとおり定義している。「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」をいう。この場合、「社会的地位」とは、すべての事業所得に対する要件ではなく、吉永事件が本来、弁護士としての事業所得と給与所得との区分を争点とする上での定義であり、弁護しての「社会的地位」を前提とする、顧問料収入は弁護士としての職務の遂行上生ずる収入であるとしたのである。したがって、このような事業収入に対する弁護士としての社会的地位を要件とする場合、本件会費支出の行為目的及び支出金額は、弁護士としての社会的地位において社会通念上異常なものではなく、また交際費としても相当と認められるもので、弁護士業務に対する支出の相当因果関係は認められるものと考える。このことは、法人税基本通達9-7-15の2で、法人がロータリークラブ又はライオンズクラブに対する入会金又は会費等を負担した場合には、交際費等とする取扱いを定め、当該行為が同業他社（者）においても通常に行なわれていることであり、その社会的地位に対する因果関係を認めている証左である。したがって、筆者も、本件会費について必要経費とすることに賛成である。

[6] 次に、個人所得税の場合、個人の特性として、その活動すべてが利益を追求するものではなく、所得獲得活動の他にいわゆる消費生活活動があるので、個人の支出の中には所得の処分としての性質を有する「家事費」が存在する。所得税法45条1項1号は、家事費の必要経費算入を認めていないが、両者の要素を有している支出を「家事関連費」とし、所得税法施行令96条に規定する事業の遂行上明らかにできる一定部分に限って、これを必要経費に算入するものとしている。

*1 第1審：東京地裁平21（行ウ）第454号、平23・8・9判決（LEX/DB25472529）
控訴審：東京高裁平23（行コ）第298号、平24・9・19判決（LEX/DB25482739）
上告審：最高裁二小平25（行ヒ）第92号、平成26・1・17決定（LEX/DB25504992）

*2 小出事件については、渡辺充「農地を転用譲渡した際に土地改良区に支払った決済金等が所得税法33条3項にいう『資産の譲渡に要した費用』に当たるとされた事例」（「判例評論」577号（平19・3・1）判例時報社、184～188頁）を参照のこと。

インボイス

評論家 和泉 哲雄

家事関連費につき、このような厳しい要件が付されているのは、家事費を除外する所得計算の建前から所得計算の純化を図るために、家事費との区分の困難な経費等はできるだけこれを排除すべしとする考え方によるものである。しかし、先に示した「相当因果関係」説は、(a)当該支出の必要性の度合と、(b)当該支出を控除することの租税負担の合理性、衡平性の2つのテストを設け、純資産増加説的な考え方立って、できるだけ広くこの種の経費または損失を所得の計算上考慮すべしとする考え方である。このような発想は、昭和40年の所得税法全文改正に先だって公表された昭和38年12月の税制調査会の答申でも所得税法37条1項の趣旨として述べられているところである。

ところで、所得税法施行令96条は、家事関連費につき、次のとおり規定している。

「第96条 法第45条第1項第1号（必要経費とされない家事関連費）に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

一 家事上の経費に関する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費

二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当する経費」

この場合、第1号に規定する「主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要」であるかどうかは、その支出する金額のうち当該業務の遂行上必要な部分が50%を超えるかどうかにより判定するものとされる。ただし、当該必要な部分の金額が50%以下であっても、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、当該必要である部分に相当する金額を必要経費に算入して差し支えないとしている（所得税基本通達45-2）。

法令自身に明確な判断基準がなく、また、通達においても簡便的に50%を判断基準とするなど、そもそも店舗併用の家屋その他の資産の利用状況等が明確に区分できるものはともかく、それ以外の事業関連性を厳密に判定できない家事関連費について、納税者に「明らかに区分せよ」と高圧的に迫ることに何ら解決策は見いだされないところである。今回、本件事件では、納税者は100%必要経費性を主張するだけで、家事関連費についてはその主張がなく、したがって、各裁判所も本件と家事関連費について積極的な判断を示していない。そこで、筆者は、立法論的な次善策となるが、士業が支払う各種団体に対する会費等のうち、資格に伴う強制会費等は必要経費として取扱い、商工会、ロータリークラブ、町内会等の会費は、家事関連費としてその50%を必要経費として算入することの柔軟な対応を提案する。このことにより、先に示した法人税における交際費処理との整合性も確保される。各士業において、目に見えない業務上の付き合いがあるのは実際上明らかであり、その立証割合を納税者に求めるだけでは税務行政としても一向に解決とはならず、50%必要経費算入は、現実路線の対応であると考えるものである。

〔わたなべ・みつる〕

平成元年度に消費税が創設されてから35年。これまで3度の税率引上げがなされ、その直近では、併せて複数税率が導入された。今年10月からはインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まる。これでわが国の消費税も、ヨーロッパの付加価値税並みにまで成熟したということか。

少子高齢社会が加速し、医療費や少子化対策などの経費が拡大していく。不穏で流動的な国際情勢から、国防費の更なる増大も否定できない。将来的に税制の基軸を消費税に頼らざるを得ないと密かに腹を括っている政府にとって、今後の消費税増税に障害となる「益税」は、インボイス導入で徹底的に洗い流しておきたいのだろう。年間売上高1,000万円以下の免税事業者と課税事業者の区分はインボイス導入後も変わらないものの、免税事業者に寄り添う特例措置は断じて容認しない構えだ。

免税事業者のままでインボイスを発行できず課税事業者との取引から排除される、発注元から仕入税額控除できない消費税額分の値引きを要求される、といった個人事業主や零細事業者などからの心配の声は、インボイス発行の負担や消費税の納税に腰の引けた甘えに過ぎぬと割り切っているのだろう。免税事業者の存在を容認しながら、免税事業者のままで不利益があるならイン

ボイス発行事業者に登録して課税事業者に転身せよと、実質的には免税事業者は極めて限定的でニッチな取引領域にしか認めない態度が露骨である。

全国のほぼすべての市町村に置かれたシルバー人材センター（SC）でも、その多くが経営難に陥りかねない事態に直面している。SCは免税事業者である60歳以上の会員から構成される。発注元から受託した業務を会員へ委託する基本的な仕組みから、会員からの仕入消費税額を控除できなくなるからだ。

令和5年度税制改正では、課税売上高が1億円以下の中小事業者等の行う1万円未満の課税仕入れについて、帳簿のみで仕入税額控除できる6年間の事務負担軽減策が講じられる。しかし、SCがどの程度この軽減措置の適用を受けられるか、各地のSCの規模や業務の実態に照らし悲観的な見方がほとんどである。別途用意された発注者・SC・会員間の三者契約もSC存立の抜本的な解決策には程遠い。

個人事業主やSCも、人口減少が進む地域に必要な生活支援の社会システムを形成する上で欠かせない。インボイスに対応できない免税事業者は去れという姿勢が正義に適うのか、税制の公正との均衡点を改めて再考すべきではないか。